### のある担当部署名またはご用件 室につながりますので、ご用件 15分~午前8時30分) や休日に 同様にご利用いただけます。 をお伝えいただくと、 つきましては、町役場内の当直 また、 転送します。 開庁時間外(午後5時

### 直接 町役場内での直通電話が開設。 話ができるようになりました 3 月 1 日

町

部署

絡できるようになりました。 担当部署へ転送していましたが 通電話の運用を開始します。 庁舎内の各課などについて、 くことで、 方式の電話番号をご利用いただ 今回開設しましたダイヤルイン 3月1日 (木) から、 従来の代表電話については、 これまでは、 で受けた通話を取り次いで 直接、担当部署へ連 町役場の代表電

機関に転送することはできませ 従来の電話番号のままになりま んので、ご了承ください 町の出先機関につきましては (18ページ右段をご参照くだ 町役場への電話を出先

### 町役場庁舎および町生涯学習センター、町議会棟・直通電話番号一覧

課室名	電話番号		
町役場 代表電話	■096-234-1111		
総務課	<b>11</b> 096-234-1140		
企画推進課	■096-234-1154		
くらし安全推進室	<b>11</b> 096-234-1167		
税務課	■096-234-1112		
住民生活課	■096-234-1113		
福祉課	■096-234-1114		

担当部署

課室名	電話番号		
環境衛生課	■096-234-1169		
産業振興課	■096-234-1176		
建設課	■096-234-1183		
会 計 課	■096-234-1195		
議会事務局	■096-234-1198		
学校教育課	■096-234-0102		
社会教育課 (町生涯学習センター)	■096-234-2447		

### 国民健康保険被保険者証の更新日程

◆国民健康保険被保険者証の更新日程 			
■3月19日(月)			
午前9時 ~午前9時15分	上早川五区	六谷公民館	
午前9時25分~午前9時40分	本坂谷区	本坂谷公民館	
午前9時50分~午前10時5分	谷内区・堂ノ原区	谷内公民館	
午前10時15分~午前10時30分	広瀬区	広瀬公民館	
午前10時40分~午前10時55分	西原区·井戸江区(柳瀬)	西原集会所	
午前11時5分~午前11時20分	小鹿区	小鹿集会所	
午前11時30分~午前11時50分	上揚区·安平区·井戸江区	宮内集会所	
午後1時30分~午後1時50分	上豊内区	上豊内公民館	
午後2時 ~午後2時20分	下豊内区	下豊内公民館	
午後2時30分~午後2時50分	東寒野区	東寒野公民館	
午後3時 ~午後3時20分	西寒野区	西寒野公民館	
午後3時30分~午後3時50分	岩下一区・二区	町総合保健福祉センター	
■3月21日 (水)			
午前9時 ~午前9時20分	中横田区(内田・庄分・立神)	町トレーニングセンター	
午前9時30分~午前9時50分	下横田区	下横田公民館	
午前10時 ~午前10時20分	浅井区	浅井公民館	
午前10時30分~午前10時50分	中横田区(目野・宮/尾・中尾)	中尾公民館	
午前11時 ~午前11時20分	有安区	有安公民館	
午前11時30分~午前11時50分	横田区	横田公民館	
午後1時30分~午後1時50分	上早川一区・二区	上早川公民館	
午後2時 ~午後2時20分	上早川三区・四区	上早川公民館	
午後2時30分~午後2時50分	大町区	大町公民館	
午後3時 ~午後3時30分	仁田子区・緑町区	町総合保健福祉センター	
■ 3月22日(木)			
午前9時 ~午前9時20分	船津区	船津公民館	
午前9時30分~午前9時50分	麻生原区	麻生原公民館	
午前10時 ~午前10時20分	世持区	世持公民館	
午前10時30分~午前10時50分	南三箇区	南三箇公民館	
午前11時 ~午前11時20分	中山区	中山公民館	
午前11時30分~午前11時50分	津志田区	津志田公民館	
午後1時30分~午後1時50分	上田口区	上田口公民館	
午後2時~午後2時20分	下田口区	下田口公民館	
午後2時30分~午後2時50分	田原区	田原公民館	
午後3時~午後3時20分	府領区	府領公民館	
午後3時30分~午後3時50分	和田内区	和田内公民館	
■ 3月23日(金)			
午前9時30分~午前9時50分	辺場区	辺場公民館	
午前10時 ~午前10時20分	糸田区	糸田公民館	
午前10時30分~午前10時50分	北早川区	北早川公民館	
午前11時 ~午前11時20分	早川区	早川公民館	
午前11時 ~午前11時20分 午前11時30分~午前11時50分	早川区 中早川区	早川公民館 中早川集会所	

古閑区·八丁区·山出区

山出公民館

## 業新しい被保険者証と必ず 国民健康保険被保険者証の切り替えをお忘れなく 者証を交換してください **☆臓器提供に関する意思表**

※世帯に国民健康保険加入者が ください。 者全員の被保険者証をお持ち 何人かいる場合は、国保加入

※更新日程で交換ができない場 合は、後日、 委任状が必要です。 受け取りを依頼される場合は 世帯の代理人に被保険者証の 町住民生活課窓

日時に、

現在使用中の被保険者

加入世帯の世帯主の人は、指定 被保険者証を交換します。国保 更新を行うため、左表の日程で す。平成24年度の被保険者証へ

証を必ずお持ちになり、

被保険

口で交換してください。

※当日、やむを得ない理由で別

期限は、3月31日 (土) までで 国民健康保険被保険者証の有効

現在、

お持ちの平成23年度の

交換してください

て機能を回復させる医療です。 よって臓器が機能しなくなった 臓器移植とは、病気や事故に ほかの人の臓器を移植し

## 示にご協力ください

が設けられました。 裏面に「臓器提供意思表示欄」 載できるように、被保険者証の 正により、臓器提供の意思を記 平成23年度から法律の一部改

☆あんま、はり、きゅう治 療券の発行について

3 月 31 日 きゅう治療券」の使用期限は、 平成23年度の「あんま、 (土) までですのでご はり

思表示にご協力ください。 合っておくことが大切です。 いてよく考え、家族などと話し ません。普段から臓器提供につ 記入を義務付けるものではあ 意思表示記入は任意であ 意

課窓口で発行します。 4月2日 (月) から町住民生活 注意ください。 ・印かん お申し込み・お問い合わせ先 国民健康保険被保険者 申請に必要なもの なお、平成24年度の治療券は

# 町住民生活課

⊠klg205@town.kosa.lg. Jp

Public Relations KOSA March 2012

7

午後2時30分~午後2時50分